

『RWA トークンの利活用に関するガイドライン』等を公表
～RWA トークンの発行・流通市場の構築の推進を目指す～

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（以下「当協会」）では、一般社団法人社会実装推進センターが実施する経済産業省の令和5年度補正「Web3.0・ブロックチェーンを活用したデジタル公共財等構築実証事業」テーマ①-1：現物資産や無形資産のデジタル化市場（発行・流通市場）構築（ガイドライン）に関する実証事業（以下、「本事業」）を受託し、昨年8月より取り組んできました。

この度、当協会は、本事業の成果物として、ブロックチェーン技術を活用し、現実世界の資産や権利をトークン化するRWA（Real World Assets）トークンの利活用を促進するためのガイドライン（以下、本ガイドライン）を策定しました。本ガイドラインは、RWA トークンの発行・流通市場の構築を推進し、関連する制度的課題の解決を目指します。

■背景及び目的

トークンには以下のような特長があり、現実資産等をトークンと紐づけることで従来困難であった形態での現実資産等の保有・移転が可能になるなど、新たなビジネス機会の創出が期待されています。

- ・ クロスボーダーを含む移転（流通）が容易になる
- ・ 分割（小口化）が容易になる
- ・ 流通経路の追跡が容易になる

一方、以下のような現実資産等が紐づくトークン（RWA トークン）特有の課題もあり、それらの課題解決に向けた論点整理等の対応を取りまとめた「RWA トークンの利活用に関するガイドライン」を策定しました。

背景

ブロックチェーン上のトークンに現実資産や無形資産（以下「**現実資産等**」という。）に係る財産権を表章させることにより、デジタルの世界において財産権の移転という資本主義の社会インフラを構築する技術的基盤が整いつつある。

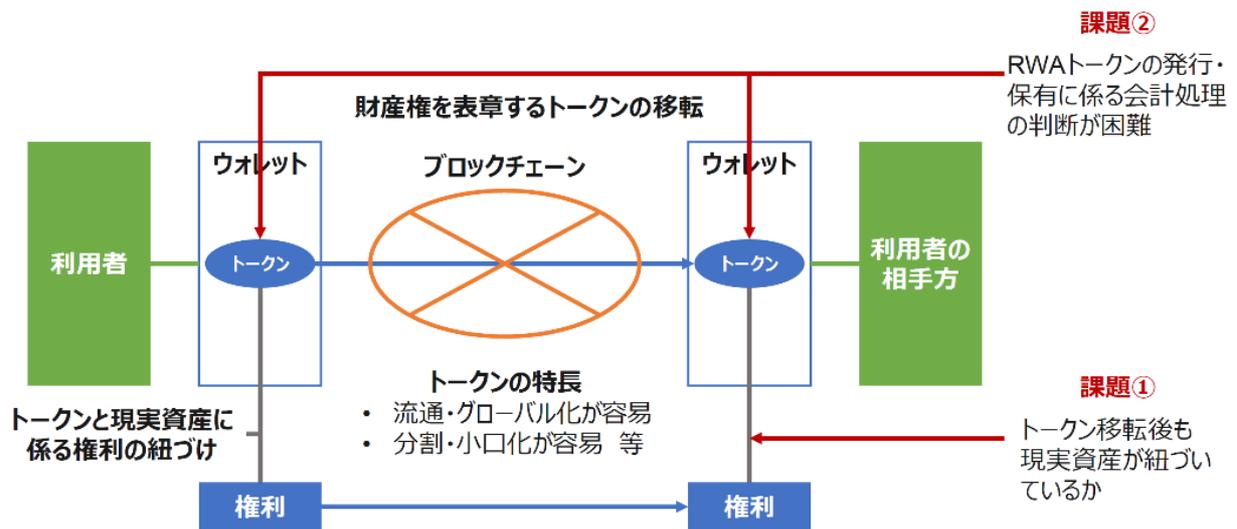
目的

以下のような課題がある現実資産等（RWA）が紐づくトークンの利活用の促進を目的として、それらの課題解決に向けた論点整理等の対応を取りまとめた「**RWA（現実資産等）トークンの利活用に関するガイドライン**」を策定する。

課題	RWAトークンガイドラインにおける対応
① トークンの移転に合わせて（特に当事者でない第三者に対して）当該トークンに紐づく 現実資産等の移転を円滑かつ安価に法的に確実にすることが困難であること	ブロックチェーン上の トークンの移転を当該トークンに紐づく現実資産等の移転とみなすための要件の整理 （民法の第三者対抗要件問題等）
② 取り扱うトークンに係る 権利義務関係が明確でないこと等により事業者が会計監査を受けることが困難になる場合があること	各種RWAトークンの 債権債務関係の実務上の整理と、会計監査を円滑化するためのRWAトークンを活用する事業に関する利用規約のひな形 の作成
③ 無体物について所有権が認識されないと解釈されること等によりトークン化することが可能な財産が限られること	無体物の所有権 含む中長期的に取り組むべき制度上の課題の洗い出し



トークンに現実資産等（RWA）を紐づけることでトークンの特長を生かした新しいビジネスモデルの構築が可能になる一方で、本格的な利活用に向けては以下のような課題がある。



- ・ **RWAトークン**に確たる定義はないが、RWA（現実資産等）が紐づくパブリック型ブロックチェーン上のトークンは、**NFT**に限らない。金融商品取引法等に規定する「電子記録移転有価証券表示権利等」（いわゆる**セキュリティトークン**）もあれば、資金決済に関する法律に規定する「電子決済手段」（いわゆる**ステーブルコイン**）および「**暗号資産**」もあり得る。
- ・ 本ガイドラインでは、以下のように現実資産等が紐づくトークンのうち、セキュリティトークン及びステーブルコインを除く、暗号資産およびNFTをベースとする**RWAトークン**を取扱い対象とする。

	トークンの種類			現実資産等との紐づき	
	一般的な名称	根拠法	法令上の名称	有	無
デジタル資産	セキュリティトークン	金融商品取引法等	電子記録移転有価表示権利等	有	現実資産が紐づくトークン ≡ RWA トークン
	ステーブルコイン	資金決済に関する法律	電子決済手段		
	暗号資産		暗号資産		
	NFT	(上記のいずれにも該当しないトークンの一部)			

本ガイドラインの取扱い対象となる**RWAトークン**

■RWA トークン活用事例

RWA トークンを利用したビジネスとしては、以下のような事例があります。

- ・ Sake World NFT：日本酒と引換え可能な NFT である「酒チケット」を購入できるマーケットプレイス
- ・ NOT A HOTEL：別荘の宿泊利用権を NFT として販売するサービス

■本ガイドライン活用の効果

RWA トークンにおける RWA として扱えるものは特定のアセットに限定されず、これから様々なものがトークン化され得る為対象は幅広く、かつ上記のトークンの特長を踏まえれば、今後さらに活用が拡大していくことが想定されます。本ガイドラインにより、トークン化して流通するに際しての法的な不安

定性を低減することができれば、ブロックチェーンが様々なアセットの流通に積極的に活用される動きにつながることを期待できます。

成果物では、本ガイドライン及び利用規約の他、補足説明資料を作成しました。大企業スタートアップ問わず、社内法務担当、弁護士、会計監査対応の他、社内外への説明資料としても活用が期待できます。

■ガイドラインの構成

本ガイドラインは、前述の背景及び目的等を踏まえ、以下にて構成しています。

- ・ 第1章では本ガイドラインの概要及び実際の事例の紹介
- ・ 第2章ではトークンの移転を当該トークンに紐づく現実資産等の移転とみなすための論点整理
- ・ 第3章では現実資産等が紐づくトークンの権利義務関係に関する論点整理
- ・ 第4章では中長期的な課題の取りまとめ
- ・ 別添参考資料として利用規約のひな形（トークンに係る利用規約のひな形、プラットフォームに係る利用規約のひな形）を添付

■成果物の全体像

成果物	主な内容
事業者向けガイドラインおよび利用規約のひな形	<ul style="list-style-type: none"> ● RWA（現実資産等）トークンの利活用に関するガイドライン ● 別添1 トークンに係る利用規約のひな形案 ● 別添2 プラットフォームに係る利用規約のひな形案
上記ガイドラインの理解、運用のサポートとなる資料	<ul style="list-style-type: none"> ● RWA トークンの利活用に関するガイドライン 補足説明資料
上記成果物の英語版資料	<ul style="list-style-type: none"> ● Guidelines for Utilizing RWA Tokens ● Attachment 1 Draft Template of Terms of Use for Tokens ● Attachment 2 Draft Template of Terms of Use for Platforms ● Guidelines for Utilizing RWA Tokens Supplementary Documents

■資料のダウンロード

資料は以下の URL よりお願い致します。

<https://cryptocurrency-association.org/news/main-info/20250313-001/>

■本事業の受託について

本事業の受託においては当協会を幹事会社とするコンソーシアムにより取り組みました。

コンソーシアムメンバー

- ・ KPMG ジャパン
- ・ 創・佐藤法律事務所 斎藤創（補助者：水嶋優）
- ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 長瀬威志
- ・ 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 増田雅史（補助者：石橋誠之、塩崎耕平、舘貴也、一井梨緒）

■意見集約について

本ガイドラインの作成にあたり、広く意見集約を行うため、当協会会員はもとより、事業者、法学者、弁護士、会計士、業界団体等、多くの皆様にご協力いただきました。この場を借りて改めてお礼申し上げます。

- ・当協会 NFT 部会（過去に、「NFT ビジネスに関するガイドライン」、「RWA トークンを発行する上での主要な規制にかかる考え方」を公表）と連携
- ・会員外から広く意見聴取、本ガイドラインの周知及び専門家等からの意見聴取のため、ヒアリングイベントを開催及びパブリックコメントを実施、個別のヒアリングを実施、業界団体等からの周知協力
 - ▶2024 年 11 月【JCBA オープンセミナー】RWA ビジネスの最新動向と発展に向けた課題
 - ▶2024 年 11 月パブリックコメントを実施 期間：2024 年 11 月 29 日（金）～12 月 19 日（木）

■JCBA 概要

企業名 : 一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会
(Japan Cryptoasset Business Association) 略称 JCBA
所在地 : 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 12 階
代表者 : 会長 廣末 紀之
URL : <https://cryptocurrency-association.org>
設立 : 2016 年 3 月

事業内容 : 暗号資産、ブロックチェーン上のデジタル資産、Web3 に関連するビジネスについての会員間の知見共有、意見集約、業界課題の解決に向けての論点整理や提言を通じて、ビジネス環境整備・促進、普及啓発活動に取り組んでいます。

- ・分科会等 : 現在 13 部会等 税制検討、ICO・IEO、ユースケース、金融、NFT、ステーブルコイン、DeFi、セキュリティ・システムほか、web3 事業ルール検討タスクフォース、会計ワーキンググループ等が活動
- ・月次勉強会 : 法規制、税務会計、技術、ビジネス面に関するテーマで開催
- ・提言、要望 : 業界課題の論点整理、政党や監督官庁への提言・要望
- ・外部講演活動 : 講演等による普及啓発、司法当局や消費者センター等への講演・協力

■会員企業について

正会員 : 34 社 準会員 : 103 社 特別会員 : 4 社 団体会員 : 15 社 計 156 社 (2025 年 3 月時点)
web3 関連事業者、暗号資産交換業者、ゲーム・エンタメ事業者、システム・セキュリティ関連事業者、法律事務所、会計監査法人、税理士事務所、研究・教育機関、地方自治体など
会員一覧 : <https://cryptocurrency-association.org/member/>

【プレスリリースに関するお問い合わせ先（報道機関窓口）】

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）事務局
E-mail : pr@cryptocurrency-association.org